

大津家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

令和2年7月7日（火）午後2時から午後4時15分まで

2 場所

大津家庭裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（家庭裁判所委員会委員）五十音順・敬称略

金子隆雄，四竈庸祐，瀧華聡之，中村好孝，深尾善夫，堀田直美，本田直也，馬淵直樹，村田健二，山下徳子

（事務担当者）

加藤光久，堀正博，橋本恭子，重富広美，藤本昌彦，山西弘記

4 議事

(1) 委員の紹介

事務担当者から，前回委員会後に任命された大津家庭裁判所委員会委員の紹介があった。

(2) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から，前回委員会で委員から出された意見を踏まえて，裁判所が行った取組等について説明した（前回のテーマ：裁判手続のIT化について）。

(3) 利用者アンケートの報告

事務担当者から，庁舎内に備置きの来庁者へのアンケートについて，令和元年10月から令和2年3月分の次の内容を報告した上，利用者の声を基に改善に取り組んでいることを説明した。

ア 回答数は13通である。回答者の性別は男性9人，女性2人，未回答2人であり，年齢は未成年から70代までである。

イ 回答者の来庁用件は，裁判・調停の申立て及び出席，裁判傍聴等である。

ウ 裁判所施設について，行き先の分かりやすさにつき，「本館と別館の行き来が分かりにくい。」という回答があった一方，「警備員や係の人が親切に案内してくれた。」といった回答もあった。

エ 裁判所職員の対応については，「丁寧。」「非常に良かった。」等の意見が大半で，対応に不満があるとの意見はなかった。

(4) 意見交換（テーマ「家事調停における専門的知見の活用について」）

事務担当者から，パワーポイントを用いて，家事調停の現状や子どもを取り巻く社会情勢を紹介し，紛争解決に向けた家庭裁判所の取組や家裁調査官による専門的知見の活用について事例を用いるなどして説明した。その後，児童室の見学を行い，意見交換を行った。

発言要旨は、別紙のとおり

(5) 次回委員会の日程、テーマについて

次回の家裁委員会は、令和3年2月2日（火）午後2時から午後3時30分までとする。テーマは「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた裁判運営の在り方」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

【家事調停における専門的知見の活用について】

- 子の福祉を最優先にした紛争解決を図るための家庭裁判所の取組について, 説明させていただいたが, 家庭裁判所の取組について, 率直な御意見を賜りたい。
- 児童室を見学したが, 部屋がやや小さいように感じた。
- ▲ 当庁が建設された当時は児童室がなく, 既存のスペースを改修するなどして児童室を整備したため, 十分なスペースが確保できていない点は御指摘のとおりである。その中でも色々と工夫しながら対応している。
- 児童室は, 非常に重要な場所だと説明を受けて思ったが, 想像していたよりも小さく感じた。もう1室くらい児童室を整備しても良いのではないかと思う。
- 児童室が使用されている頻度はどの程度か。
- ▲ 夏休みや冬休みには, 利用頻度が高くなるが, 家裁調査官の間で調整しながら利用しているため, 1室で困るということはない。
- 先ほどのプレゼンテーションで, 民法766条の改正により, 面会交流が明文化され, 子の利益を最も優先して考慮することが明記されたと説明を受けたが, 改正前はどのような条文であったのか。また, プレゼンテーションの中で子の利益と子の福祉という言葉が使われていたが, 同義と捉えてよいか。
- ◇ 子の監護に関する処分という表記でまとめられていたものが, 改正によって, 父母が離婚する際には養育費及び面会交流について定めること, その際には子の福祉を最優先に考慮することが条文に加えられた。
- ▲ 面会交流や養育費について, 子の利益を最優先にして取り決めることが, 子の福祉に資することになると考えられており, 子の利益と子の福祉という言葉の意味に大きな違いはない。
- ◎ 代理人として調停に関わっているが, 当事者は子の福祉に沿わないようなことを主張することもある。相手方への否定的な感情から, 子どもが面会交流を拒否していると強く主張するケースがあり, そのような場合, 子どもの本当の気持ちは分からないなどと働きかけるが, 代理人という立場上, どうしても限界がある。その点, 裁判所において子の福祉について, しっかりと説明し, 働きかけてもらえると, 子の福祉に沿った解決が可能となる。

自身が代理人を務めた調停では, 家裁調査官が関与する機会になかなか恵まれないが, 当事者が希望すれば, 家裁調査官に関与してもらえるのか。また, 家裁調査官が関与する基準はあるのか。
- 家裁調査官は, 裁判官の調査命令を受けて調停に関与しており, 調停に関与するかどうか

かは、裁判官の判断になる。

- ▲ 人的な制約もあり、家裁調査官が全ての調停に関与することはできないものの、子どもが絡む調停事件が申し立てられた場合は、全件についてインテーク（手続選別）を行っており、家裁調査官が関与する必要性等について、裁判官に意見具申している。

また、期日が重ねられた調停においても、裁判官から命令を受ければ、途中からでも調停に関与することはあり、家裁調査官の関与が適当と考える場合には、調停委員会に申し出てもらいたい。

- 職務上、DVが絡む離婚に関わることが多く、そうしたケースでは裁判になることがほとんどである。調停で解決されているケースもあるとの説明であったが、訴訟と調停の比率はどのようになっているのか。

- ◇ 酷いDVを受けているような事案では、御指摘のとおり訴訟になることは多いが、そうしたケースを除けば、調停で解決に至ることも少なくない。また、離婚については、調停前置主義がとられており、例え訴訟に至る場合であっても、調停で話し合いの機会を持つことはそれなりの意義がある。

- ▲ 統計で言えば、家庭裁判所に申し立てられた調停のうち、昨年、調停成立、調停に代わる審判により解決に至っている割合は、全国平均が54%であるところ、大津家庭裁判所では61%となっている。

- 職務上、一方の親がDVにより逮捕や勾留されるようなケースに関わることがあるため、夫婦間の争いは訴訟になるイメージが強かったが、調停でも多くのケースで解決されていると知り、大変参考になった。

- ▲ 子どもの安心や安全を害するような場合は、面会交流を実施することが困難になることが多い。

- 先ほどの説明によると、調停の当事者はあくまでも父母であり、話し合いにあたって子の利益を最大限尊重するものの、子どもは当事者ではなく、子どもの代理人のような子どもの意見を代弁する存在はいないと理解してよいか。

- ◇ 御指摘のとおり、子どもは調停の当事者にはならないものの、家裁調査官が中立の立場で子どもの意見等を把握するよう努めており、子どもの利益を最優先にした解決を図っている。

また、実際に選任されることは少ないものの、子の手続代理人という制度があり、子が調停手続に参加することが認められた場合等には、裁判官が弁護士を手続代理人として選任することもある。

- 児童室を見学させてもらったが、家庭裁判所にこうした部屋が整備されていると知り、大変驚いた。それだけ、子どもを大切にしていることがよく理解できた。

子どもの利益を優先することは大切であるが、子どもの本当の気持ちを検証することは難しく、子どもの気持ちも変わるものだと思う。家庭裁判所が、子どもの福祉を最優先にした取組を行っていることが理解できたので、心が傷ついた子どもたちが、将来非行や

犯罪に走らないような仕組みを普及させていってほしい。

◇ 関わったケースで、心に残っていることがある。9歳位のお子さんに対する面会交流の調停で、児童室において試行的面会交流を実施することになった。おさんは、児童室で離れて住んでいる父と再会した際には、とても楽しそうに遊んだが、父が退室して一緒に住んでいる母が児童室に入ってくると、一転して「楽しくなかった。」と述べた。こんな小さな子どもでも、親の気持ちを察することを実感し、父母の紛争の渦中にある子どもは、本当に複雑な気持ちを抱えていると認識した。

▲ 普段、子どもと関わっている中で様々なドラマに遭遇する。

子どもの気持ちを理解するために、言葉による表現だけでなく、行動や態度、しぐさによって表現されたことも理解するよう努めている。また、それぞれの子どもの特性によっても違いがあるため、専門的知見を活用しながら多角的に分析することを心掛けている。

■ 次の意見交換事項に移るが、先ほどの事例紹介の中で、面会交流を行う場所として中立的な場所を調停委員が把握していたことで解決に至ったという説明があった。面会交流の調停を解決に導くためには、面会交流を円滑に行える場所、設備、人といった資源が有益であるが、委員の皆様において、そうした資源を御存知であれば、御紹介いただきたい。

○ 各市役所に児童室が整備されてきている。具体的には、福祉事務所内にある家庭児童相談室に、児童室が整備されることが増えており、職員も常駐している。相談室の職員は、子育て相談等も請け負っており、面会交流の支援に限らず、様々な支援を受けられる点からも有用であると思う。また、各市役所に子育て支援センターという部署もあり、そちらにも児童室が整備されるようになってきている。

児童室を利用したい場合は、利用者本人から支援を申し込むこともできるが、家庭裁判所から依頼することも可能ではないか。

▲ 貴重な情報提供をいただき感謝する。さっそく面会交流等で活用できるか調べたい。

■ 最後の意見交換事項になるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた親子交流の在り方について、御意見をいただきたい。緊急事態宣言中は、テレビ電話やネットを介した交流が行われていたが、今後、新しい生活様式を踏まえ、どういった交流が考えられるか、率直な意見や感想を賜りたい。

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、ほとんどの打合せや会議がリモートになったが、限界も感じる。行間やニュアンス、細かな仕草は伝わらず、全面的に良いとは言えない。背景に何が映るかも気にしなければならず、リモートに慣れているかどうかによっても、大きな差が生まれると思う。

リモートでのコミュニケーションは、言語によるやり取りが中心になるため、大人同士であれば良いが、大人と子どもがコミュニケーションを取れるか疑問がある。年齢が高い子どもであれば良いが、小さい子どもがカメラに向かって話すことは難しいように思う。

話は変わるが、仕事でドキュメンタリーを長く制作していた経験を踏まえると、先ほど見学した児童室は密室性が高く、緊張感を高めやすいように感じた。人は、対面では緊張

しやすいが、一緒に作業をしていると、打ち解けたコミュニケーションができることが多い。正面からインタビューすると本音が聞けないが、一緒にスポーツや料理をしながら話を聞くと、ぽろっと本音が出てくることがあった。また、対面で話をすると、けんかになるような親子でも、一緒に作業をしながら交流すると自然なやり取りができることもある。

面会交流についても、一緒に何かをやるような形にすると円滑に交流できると考える。その点、リモートによる交流は対面での交流になるため、ハードルが高いように思う。

児童室は、非常によくできた場所だと思ったが、子どもは色々なことを敏感に感じ取るため、児童室に行くまでの間に色々なことを読み取り、自然に振る舞えなくなるように感じた。裁判所の入り口付近に児童室があり、逃げ場もあるような設備になっていれば、緊張も和らぐのではないかと思う。

▲ 貴重な御意見をいただき、今後の事件処理に活かしていきたい。児童室は、安全面への配慮や設備的な面から、入り口付近に設置することは難しいが、子どもの目線に立ってどういった設備等が必要か、今一度見直したい。

△ 仕事柄、家裁調査官は少年事件をやっているイメージしかなかったが、家事事件にも関与していることを知り、幅広い仕事を行っていることに感服した。裁判所の中に児童室があることも初めて知った。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた親子交流についてであるが、自身の経験を踏まえると、子どもとテレビ電話で会話しようとしても、子どもはすぐに飽きてカメラの前から移動してしまい、交流らしい交流ができないことがある。こうした経験を踏まえると、比較的幼い子どもとのリモートによる交流は、10分程度しか成り立たないと思う。親子が直接に交流する機会を持つことは重要だと思う。

■ 本日は各委員から貴重な御意見を賜った。本日の御意見を参考にさせていただき、今後の裁判運営に活かしていきたい。

以 上